

緊急行動計画		静岡県西部・中東遠地域 大規模氾濫減災協議会	水防災協議会（国）		豪雨災害減災協議会（県）		
実施する施策			菊川水防災協議会	天竜川下流水防災協議会	西部地域豪雨災害減災協議会	中東遠地域豪雨災害減災協議会	
今後の進め方及び数値目標							
(1) 大規模氾濫減災協議会の設置							
1	・大規模氾濫減災協議会の設置	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、改正水防法に基づく「大規模氾濫減災協議会」へ移行。水防法の改正を受けて、「地域の取組方針」を再確認し、減災対策を充実。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、改正水防法に基づく「都道府県大規模氾濫減災協議会」へ移行、又は新たに「都道府県大規模氾濫減災協議会」を設置し、各協議会において「地域の取組方針」をとりまとめ。※「大規模氾濫減災協議会」及び「都道府県大規模氾濫減災協議会」については、以下「協議会」という。 <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年、協議会を開催して取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施。 協議会の取組内容等についてホームページ等で公表。 	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	
(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組							
①情報伝達、避難計画等に関する事項							
2	・洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村等と河川管理者において、ホットラインを構築。 <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者等からの情報提供 ホットライン体制の構築 	記載なし	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者等から首長への情報提供 ホットラインの構築 ホットラインの連絡体制を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ホットライン体制の構築
3	・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度に、全国20地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者（※1）による多様な防災行動（※2）を対象とした水害対応タイムラインの取組を先行して検討するとともに、協議会の場等を活用して、その取組の拡大を図る。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度中に、協議会の場等を活用して、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成。 <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等発令を想定した訓練の実施及び発令基準の点検 ホットラインや洪水対応演習等の情報伝達訓練の充実 避難勧告等発令の判断、伝達マニュアルの検証 タイムラインの導入の推進 職員のうち水害対応できるチェックリストの作成 きめ細やかな情報連絡・情報共有を密にするための情報連絡室（関係機関との情報ネットワーク）の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水を対象とした避難勧告の発令等に着目したタイムライン（時系列の防災行動計画）の見直し 職員のうち水害対応できるチェックリストの作成 きめ細やかな情報連絡・情報共有を密にするための情報連絡室（関係機関との情報ネットワーク）の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水を対象とした避難勧告の発令等に着目したタイムライン（時系列の防災行動計画）の見直し 市の職員のうち水害対応できるチェックリストの作成 関係機関の対策を統括している代表者との、きめ細やかな情報連絡・情報共有を行うため、情報連絡室を使用したネットワークの強化 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等発令を想定した訓練の実施及び発令基準の点検 ホットラインや洪水対応演習等の情報伝達訓練の充実 タイムラインの導入の推進 	
4	・水害危険性の周知促進	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」にとりまとめ。 平成33年度を目標に、市町村の役場等に係る河川の内、現在、未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供（水害危険性の周知）。（既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知。） 毎年、協議会において、水害危険性の周知の実施状況を確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 水位周知河川の拡大の検討 水害危険性の周知促進 	記載なし	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> 水害危険性の周知促進 新たな水位周知河川の検討（4河川） 洪水予報河川及び水位周知河川（7河川） 	記載なし
5	・ICTを活用した洪水情報の提供	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成32年度までに全109水系の洪水予報指定河川で洪水情報のプッシュ型配信を運用開始。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県がICTを活用した洪水情報等の住民周知を行うに際し、「川の防災情報」をプラットフォームとして提供するなど技術的な支援を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報伝達手段の多元化、通信機器の更新 水害時の情報入手のしやすさ・分かりやすさを支援するための広報活動の実施 住民の避難行動を促すためのスマートフォン等を活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信・普及活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 水害時の情報入手のしやすさ・分かりやすさを支援するための広報活動の実施 住民の避難行動を促すためのスマートフォン等を活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信・普及活動の実施 情報伝達手段の多元化、通信機器の更新 	<ul style="list-style-type: none"> 水害時の情報入手のしやすさ・分かりやすさを支援するための広報活動の実施 住民の避難行動を促すためのスマートフォン等を活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信・普及活動の実施 高齢者等、機器の使用に不慣れな人への情報伝達手段の多元化、通信機器の更新 	<ul style="list-style-type: none"> 雨量や水位等に係るリアルタイム情報の普及促進 住民向けの防災情報発信の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 雨量や水位に係るリアルタイム情報の提供
6	・隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町村において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、協議会の場等を活用して、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施。 また、必要となる避難場所、避難路の整備にあたっては、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施。 <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成32年度までに隣接市町村等への広域避難体制を構築。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域避難体制の検討 	記載なし	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> 広域避難体制の検討 	記載なし
7	・要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、兵庫県、岡山県、岩手県においてモデル施設を選定し、避難確保計画を作成。とりまとめた知見については、協議会等の場において共有。 平成33年度までに対象の要配慮者利用施設（浸水：31,208施設、土砂災害：7,325施設（重複含む）※）における避難確保計画の作成・避難訓練を実施を目指す。（※平成28年3月現在の施設数） 避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。 平成29年7月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設の管理者を対象とした防災情報等の提供 施設管理者等への理解促進 確実な避難体制の確保のための避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく避難訓練の実施の促進 	記載なし	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理者への理解促進 管理者等を対象とした説明会等の開催 避難確保計画の作成促進 対象施設を検討し、地域防災計画の見直し 避難確保計画の作成及び訓練実施の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設の管理者を対象とした防災情報等の提供 確実な避難体制の確保のための避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく避難訓練の実施の促進

緊急行動計画		静岡県西部・中東遠地域 大規模氾濫減災協議会	水防災協議会（国）		豪雨災害減災協議会（県）		
実施する施策	今後の進め方及び数値目標		菊川水防災協議会	天竜川下流水防災協議会	西部地域豪雨災害減災協議会	中東遠地域豪雨災害減災協議会	
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項							
8	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	【都道府県管理河川】 ・平成30年出水期までに、協議会の場等を活用して、今後5年間で実施する想定最大規模の降雨による浸水想定区域図等の作成・公表の予定を検討し、「地域の取組方針」にとりまとめ、順次作成・公表。	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成	・想定最大規模の外力を対象とした氾濫シミュレーションの作成・公表	・想定最大規模の外力を対象とした氾濫シミュレーションの作成・公表	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成	・最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域の見直しと周知
9	・水害ハザードマップの改良、周知、活用	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集して、適宜、「水害ハザードマップ作成の手引き」を充実し、市町村に提供。 ・想定最大規模の洪水による浸水想定区域図が作成された場合は、市町村において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知。 ・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知。 ・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討した上で実施。	・想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図に伴う、洪水避難場所の検討・整備の促進 ・確実かつ迅速な情報の提供と地域住民に避難の切迫性が確実に伝わる情報を提供 ・想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの作成・周知の実施	・想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの作成・周知の実施 ・まるごとまちごとハザードマップの整備 ・想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図に伴う、洪水避難場所の検討・整備の促進 ・確実かつ迅速な情報の提供と地域住民に避難の切迫性が確実に伝わる情報を提供	・想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表 ・想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの作成・周知の実施 ・想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図に伴う、洪水避難場所の検討・整備の促進 ・雨量や水位、洪水予報等の情報を確実かつ迅速に提供するとともに地域住民に避難の切迫性が確実に伝わる情報内容の見直し	・水害ハザードマップの改良	・洪水浸水想定区域図の見直しに伴う洪水ハザードマップの改良と周知
10	・浸水実績等の周知	【都道府県管理河川】 ・平成29年度中に協議会の場等において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知。	・避難を行う住民代表との避難に関する意見交換会の実施 ・浸水実績等の周知	・避難を行う住民代表との避難に関する意見交換会の実施	・避難を行う住民代表との避難に関する課題や問題点などの意見交換会を実施し、避難勧告等発令の参考とする	・浸水実績等の周知	・水位周知河川の拡大の検討
11	・防災教育の促進	【国管理河川】 ・平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手。 【国・都道府県管理河川共通】 ・平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。（防災に関する内容が強化された新学習指導要領に基づく授業がH32年度から開始されることも念頭に実施）	・学校などと連携した洪水の特徴を踏まえた水害（防災）教育の拡充 ・関係機関と協力・連携した普及啓発活動の実施（出前講座、ワークショップ等） ・効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ情報や、浸水リスクを周知するための啓発資料の作成 ・地域における災害時の応急活動・マネジメントや平時の防災訓練の場でのリーダーとなる防災リーダー・講師の育成 ・出前講座等を活用した住民向けの防災情報の説明会・訓練の充実 ・住民向けの防災情報発信の充実	・小中学校などと連携した菊川水系の洪水の特徴を踏まえた水害（防災）教育の拡充 ・関係機関と協力・連携した普及啓発活動の実施（出前講座、ワークショップ等） ・効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ情報や、浸水リスクを周知するための啓発資料の作成 ・地域における災害時の応急活動・マネジメントや平時の防災訓練の場でのリーダーとなる防災リーダー・講師の育成	・学校などと連携した天竜川下流域の洪水の特徴を踏まえた水害（防災）教育の拡充 ・関係機関と協力・連携した普及啓発活動の実施（出前講座、ワークショップ等） ・効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ情報や、水害リスクを周知するための啓発資料の作成 ・地域における災害時の応急活動・マネジメントや平時の防災訓練の場でのリーダーとなる防災リーダー・講師の育成	・防災教育に向けた指導計画の促進	・出前講座等を活用した住民向けの防災情報の説明会・訓練の充実
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項							
12	・危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	<危機管理型水位計> 【国・都道府県管理河川共通】 ・国において平成29年度中に危機管理型水位観測規定等を作成。 【国管理河川】 ・平成29年度中に危機管理型水位計配置計画を公表。 ・危機管理型水位計配置計画に基づいて、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。 【都道府県管理河川】 ・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。 <河川監視用カメラ> 【国・都道府県管理河川共通】 ・国において河川監視用カメラ画像の確実な提供体制を確保するため、設置目的に応じた河川監視用カメラの開発に着手。 【国管理河川】 ・河川監視用カメラの配置計画を見直し（設置目的に応じた性能最適化・集約化等）、順次整備を実施。 【都道府県管理河川】	・水位計・河川監視カメラの増設の検討 ・雨量や水位に係るリアルタイム情報の提供 ・円滑な水防活動のため橋脚等への簡易水位計・量水標設置	・円滑な水防活動のため橋脚等への簡易水位計・量水標設置	・円滑な水防活動のため橋脚等への簡易水位計・量水標設置	・危機管理型水位計設置検討や河川監視カメラの整備 ・河川監視カメラの設置（13箇所） ・危機管理型水位計の設置検討（15河川）	・水位計・河川監視カメラの増設の検討
13	・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	【国管理河川】 ・整備箇所や整備手順について、協議会で確認し、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備。 【都道府県管理河川】 ・実施箇所の優先区間を定めて、協議会で確認し、順次整備を実施。	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
14	・河川防災ステーションの整備	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、河川防災ステーションの整備を進めるとともに、関係機関と情報を共有し市町村等の円滑な水防活動等、活用方針を検討・調整。	・迅速な水防活動及び緊急復旧活動を行う支援の拠点となる防災ステーションや大規模な防災拠点整備に向けた検討	・迅速な水防活動及び緊急復旧活動を行う支援の拠点となる防災ステーションや大規模な防災拠点整備に向けた検討 ・住民自らの浸水防止活動の促進のための土のうステーション（備蓄砂置き場等）の設置	・迅速な水防活動及び緊急復旧活動を行う支援の拠点となる防災ステーション整備に向けた検討 ・住民等自らの浸水防止活動の促進のための土のうステーション（備蓄砂置き場等）の設置	記載なし	・水防活動や緊急復旧活動に活用する資材の充実の検討（備蓄土砂置き場の充実や河川防災ステーション、土のうステーションの整備等）

緊急行動計画		静岡県西部・中東遠地域 大規模氾濫減災協議会	水防災協議会（国）		豪雨災害減災協議会（県）		
実施する施策			菊川水防災協議会	天竜川下流水防災協議会	西部地域豪雨災害減災協議会	中東遠地域豪雨災害減災協議会	
今後の進め方及び数値目標							
(3) 的確な水防活動のための取組							
①水防体制の強化に関する事項							
15	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（水防活動に係る建設業者を含む）が共同して点検を実施。	・水害リスクが高い区間などに関する情報提供と説明会の開催 ・水防活動や緊急復旧活動に活用する資材の充実の検討 ・水防団や地域住民が参加する、水害リスクの高い箇所の共同点検の実施	・水防団や地域住民が参加する、水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・水害リスクが高い区間などに関する情報提供と説明会の開催	・水防団や地域住民が参加する、重要水防箇所などの水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・重要水防箇所など水害リスクが高い区間などに関する情報提供と説明会の開催	・重要水防箇所や水防資材等の合同点検 ・地域での水防活動を支援する資材等の整備	・水害リスク情報の収集、周知方針の充実 ・水防活動や緊急復旧活動に活用する資材の充実の検討（備蓄土砂置き場の充実や河川防災ステーション、土のうステーションの整備等）
16	・水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施。	・水防団員確保に向けて、自治会への説明会や水防団の重要性をPRする資料を作成するなど普及啓発活動の実施 ・自主防災会が継続的かつ適切に運営されるための情報提供や体制・活動の支援	・水防団員確保に向けて、自治会への説明会や水防団の重要性をPRする資料を作成するなど普及啓発活動の実施 ・自主防災会が継続的かつ適切に運営されるための情報提供や体制・活動の支援	・水防団員確保に向けて、水防団の重要性をPRする資料を作成し、自治会等への説明会を開催するなど普及啓発活動の実施 ・自主防災会が継続的かつ適切に運営されるための情報提供や体制・活動の支援	・水防団員募集などの広報活動	記載なし
17	・水防訓練の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、訓練内容の検討、調整をして実施。	・関係機関が連携した実働水防訓練の実施 ・水防団員に対する教育・訓練（水防工法の伝承、安全教育など）の実施	・関係機関が連携した実働水防訓練の実施 ・水防団員に対する教育・訓練（水防工法の伝承、安全教育など）の実施	・関係機関が連携した実働水防訓練の実施 ・水防団員に対する教育・訓練（水防工法の伝承、安全教育など）の実施	・水防訓練や水防演習等の実施による水防団等との連携 ・実践的な水防演習や水防訓練の実施	・水防訓練や水防演習等の実施による水防団等との連携
18	・水防団間での連携、協力に関する検討	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整。	・水防訓練や水防演習等の実施による水防団等との連携	・確実な水防活動のため、水防団等への連絡体制の確認と伝達訓練の実施	・確実な水防活動のため、水防団等への連絡体制の確認と伝達訓練の実施	・効率的な協力体制づくりに向けた検討	記載なし
②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項							
19	・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。	・県から市町への情報収集要員（リエゾン）の派遣の検討	記載なし	記載なし	・県から市町への情報収集要員（リエゾン）の派遣の検討	・県から市町への情報収集要員（リエゾン）の派遣の検討
20	・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
(4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組							
21	・排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水害リスク情報を共有するとともに、現況の施設・機材の情報について共有。 【国管理河川】 ・平成32年度までに、長期にわたり浸水が継続する地域などにおいて、排水計画を作成。 ・各施設管理者において施設の増強や耐水化等の対策を順次実施。 【都道府県管理河川】 ・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。	・国・各自治体が所有する排水ポンプ車等を活用した排水訓練等の実施 ・排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を実施 ・地域が有するポンプ等（消防や建設会社）の活用に向けた情報の整理と共有 ・氾濫水を迅速かつ確実に排水するための排水計画の策定	・氾濫水を迅速かつ確実に排水するための排水計画の策定 ・排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を実施	・氾濫水を迅速かつ確実に排水するための排水計画の策定 ・排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を実施	・災害対策用機械を活用した排水訓練の実施 ・地域が有するポンプ等の情報整理と共有	・国・各自治体が所有する排水ポンプ車等を活用した排水訓練等の実施 ・地域が有するポンプ等（消防や建設会社）の活用に向けた情報の整理と共有
22	・浸水被害軽減地区の指定	【国・都道府県管理河川共通】 ・水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の参考となるよう、浸水エリアの拡大を抑制する効用があると認められる土地に係る情報（地形データや氾濫シミュレーション結果等）提供を実施。 ・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定については、協議会の場等を活用して指定の予定や指定にあたっての課題を水防管理者間等で共有し、連携して指定に取り組む。	・浸水被害軽減地区の検討	記載なし	記載なし	・浸水被害軽減地区の検討	記載なし

緊急行動計画		静岡県西部・中東遠地域 大規模氾濫減災協議会	水防災協議会（国）		豪雨災害減災協議会（県）		
実施する施策		今後の進め方及び数値目標	菊川水防災協議会	天竜川下流水防災協議会	西部地域豪雨災害減災協議会	中東遠地域豪雨災害減災協議会	
(5) 河川管理施設の整備等に関する事項							
23	・堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	【国管理河川】 ・平成32年度までに対策延長約1,200kmを整備。 【都道府県管理河川】 ・河川の整備状況、整備方針等を協議会で共有、優先区間を定めて順次実施。	・河川整備計画等に基づく治水対策の着実な推進 ・ため池や水田など流域の貯留機能の保全、確保などの流出抑制対策の推進 ・河川内の堆積土砂撤去や樹木伐採等による流下能力の保全	記載なし	記載なし	・河川整備計画等に基づく治水対策の着実な推進 ・豪雨災害アクションプランの取組推進 ・河川内の堆積土砂撤去や透過型砂防堰堤等の整備	・河川整備計画等に基づく治水対策の着実な実施 ・ため池や水田など流域の貯留機能の保全、確保などの流出抑制対策の推進 ・河川内の堆積土砂撤去や樹木伐採等による流下能力の保全
24	・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	【国管理河川】 ・整備箇所や整備手順について、協議会で確認し、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備。 【都道府県管理河川】 ・実施箇所の優先区間を定めて、協議会で確認し、順次整備を実施。	・優先的に対策が必要な河道掘削などの洪水を河川内に安全に流すためのハード対策及び天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	・優先的に対策が必要な河道掘削などの洪水を河川内に安全に流すためのハード対策及び天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	・優先的に対策が必要な河道掘削などの洪水を河川内に安全に流すためのハード対策及び天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	・背後に市街地を有する築堤河川等における天端補強等の減災対策の検討
25	・ダム再生の推進	【国・都道府県管理河川共通】 ・「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施。 ・既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等を施設改良によるダム再生を実施。 【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」について、国・水資源機構管理ダムにおいて、操作規則等の総点検を平成29年度中に実施し、結果を踏まえて関係機関と調整を行い、運用を見直し。 ・水系ごとの治水上・利水上の課題の検討や、ダムの施設改良の候補箇所の全国的な調査、具体的な箇所でのダム施設改良の実施に向けた諸元等の検討を行うなど、施設改良によるダム再生を推進する調査を推進。 ・ダムの洪水調節機能を十分に發揮させるため、流下能力の不足によりダムからの放流の制約となっている区間の河川改修を推進。 <樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進>	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	
26	・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	【国管理河川】 ・平成29年度内にフラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。 【都道府県管理河川】 ・国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組について情報提供し、都道府県河川における無動力化の推進に資する技術的助言を実施。 【国・都道府県管理河川共通】 ・平成29年度内に津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化。 ・遠隔操作化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。 <確実な施設の運用体制確保> 【国管理河川】 ・市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施。	・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	記載なし	記載なし	記載なし	・樋門・樋管等の施設の確実な点検、巡視の促進、運用体制の確保
27	・河川管理の高度化の検討	【国管理河川】 ・平成29年度中に、河川堤防や河床の形状を面的に計測し河川管理の高度化を図る陸上・水中ドローンと、降雨・強風時でも飛行し災害発生現場等の映像等を迅速に収集する全天候型ドローンを開発し、平成30年から開発したドローンを順次配備予定。 【都道府県河川】 ・開発したドローンについて平成29年度内に国から都道府県へ情報提供。	・河川管理の高度化の検討	記載なし	記載なし	・河川管理の高度化の検討	記載なし
(6) 減災・防災に関する国の支援							
28	・水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	【都道府県管理河川】 ・防災・安全交付金により、水防災意識社会再構築の取組を支援。	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
29	・代行制度による都道府県に対する技術支援	【都道府県管理河川】 ・ダムの再開発や災害復旧事業等のうち、高度な技術力等が必要な工事について、都道府県から要請があった場合に国・水資源機構が代行して実施。	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
30	・適切な土地利用の促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成29年度中に浸水想定区域内の全ての市町村のまちづくり担当部局等に対し、水害リスク情報を提供。 ・国において、災害危険区域を適切に指定促進するため、関係部局と連携して平成29年度中を目的に災害危険区域指定に係る事例集を作成し地方公共団体へ周知。 ・不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
31	・災害時及び災害復旧に対する支援	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転するため、初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成プログラムを作成し、これに基づき研修・訓練等を全地方整備局等で実施。 ・国による地方公共団体等への支援充実に加え、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図るため、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実。	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
32	・災害情報の地方公共団体との共有体制強化	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成29年度中に、DiMAPSの利用促進に向け、全都道府県に対する説明を実施し、都道府県と災害情報共有を強化。	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし

※赤枠で囲った項目を重点取組事項として抽出

重点取組事項(案)について

目標達成に向けた主な取組と重点取組事項

■ 5年間で達成すべき目標

- ① 逃げ遅れによる人的被害をなくすこと
水害リスク情報等を共有することにより、流域全体で防災意識の向上を図り、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現すること
- ② 氾濫発生後の社会機能を早期に回復すること
水害による社会経済被害を軽減し、氾濫が発生した場合でも早期に社会経済活動を再開できる状態に回復すること

■ 目標達成に向けた取組

- ①. 水害リスク情報の共有による確実な避難の確保
 - ・住民に防災を意識してもらうための取組
 - ・住民に避難行動してもらうための取組
- ②. 洪水氾濫による被害の軽減のための水防活動・排水活動の取組

目標達成に向けた取組	重点取組事項
①. 水害リスク情報の共有による確実な避難の確保	1. 防災教育の促進 2. 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン) 3. ICTを活用した洪水情報の提供 4. 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備
②. 洪水氾濫による被害の軽減のための水防活動・排水活動の取り組み	5. 水防訓練の充実 6. 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等

1. 防災教育の促進

■重点取組とする目的

- 住民に自助・共助の大切さが十分に理解されていないことが懸念されるため、防災意識向上に向けた継続的な取組を行う。

■目標

- 災害時にあらゆる世代が主体的に行動し、自助・共助の対応がなされる“災害に強い地域文化”形成を目指す。

水災害教育の充実

菊川水防災協議会 天竜川下流水防災協議会

- 学校・企業において、水災害教育を実施・推進する、「防災ノート」(防災教材)を作成
- 関係機関と協力・連携して、出前講座を実施
- 人材育成や教育現場で活用できる防災テキストを作成
- 防災ガイドブック・ハザードマップの活用を進め、災害対策や意識啓発に努める
- 防災リーダー育成の講習会の開催

防災テキスト



出典: 浜松河川国道事務所

授業素材



防災展示



出典: 浜松河川国道事務所

住民の防災意識向上に向けた取組

西部地域豪雨災害減災協議会 中東遠地域豪雨災害減災協議会

住民の防災意識の向上や防災知識を深めることで地域防災力の向上を図ることを目的に、風水害・避難行動についての出前講座、防災訓練等を実施し、人的被害・物的被害の軽減を目指している。

防災に関する 情報提供



出前講座



避難訓練



出典: 浜松市

2. 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)

重点取組とする目的

- 災害時に各関係機関が連携し、防災行動を迅速に行うことができるよう、避難勧告等の判断やタイミング、防災行動及び実施主体を明確にしたタイムライン(時系列の防災行動計画)を作成する。

目標

- 国、自治体、住民等が災害時に連携した対応を行える体制を目指す。

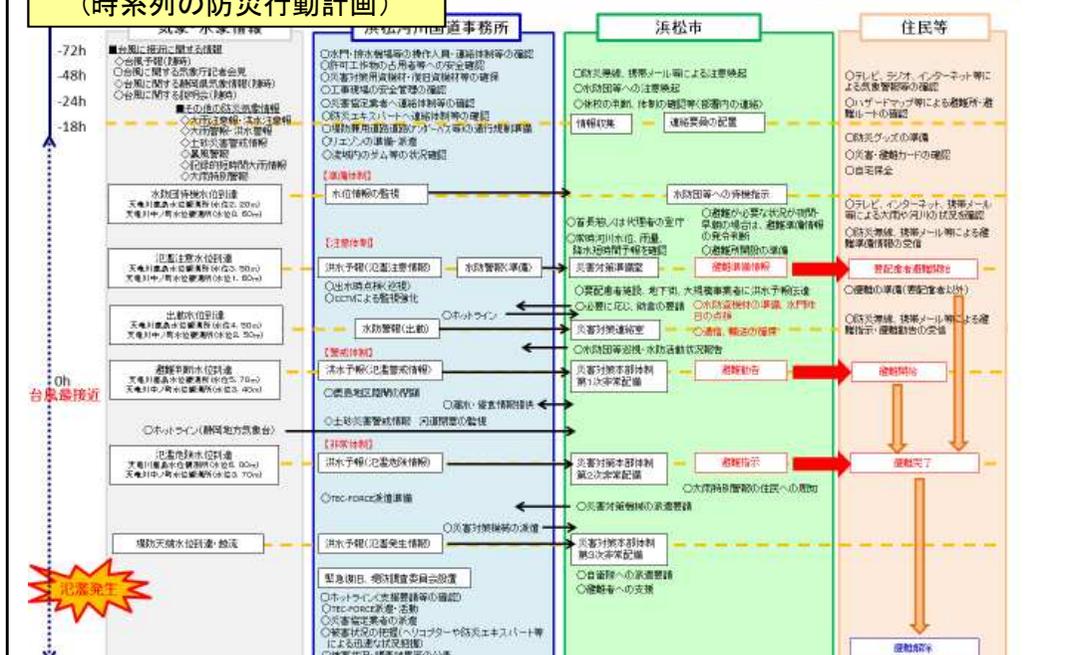
事前行動計画等の策定

菊川水防災協議会
天竜川下流水防災協議会

洪水を対象とした避難勧告の発令等に着目したタイムラインの見直しを検討している。

洪水を対象としたタイムライン (時系列の防災行動計画)

避難勧告の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)(案) 【浜松市】天竜川水系天竜川



避難勧告等の発令基準の確認

西部地域豪雨災害減災協議会
中東遠地域豪雨災害減災協議会

平成26年4月の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」改訂において、避難勧告等は空振りを恐れず早めに出す事を基本とされ、また、避難勧告等の発令時には、外が危険な場合には屋内安全確保をとることも伝達することとされた。市町では現在、この発令基準を基に避難勧告等を発令している。

平成27年度以降に市町が発表した避難情報

日付	磐田市		袋井市		掛川市		菊川市		御前崎市		森町	
	避難準備	避難勧告										
H27.5.12 ~				●								
H27.8.30 ~								●				
H27.9.7 ~				●								
H28.8.15 ~						●						
H28.9.20 ~	●		●									
H29.6.21 ~	●	●	●				●					
H29.8.7 ~	●											
H29.10.22 ~	●	●	●		●	●	●	●	●			
計	4	2	5	0	4	1	3	2	1	0	0	0

避難勧告発令における課題

- 避難勧告の発令の判断やタイミングが難しいため、首長の意思決定を後押しする河川管理者の支援が必要である。
- 避難勧告等に関するガイドライン(平成29年1月)に基づいた市町の避難勧告等の判断基準の確認・見直しが必要である。

※1 水位急激に上昇する河川は台風接近時の降雨等により想定水位を超える恐れがあるため、設定しないものとする。また、OH3台風の経路、降雨の方向により水位上昇は一律で激しいため、上Tに避難の目安として設定している。
 ※2 避難勧告の発令に関する情報は、各自治体の防災情報システム等で公開されている。

3. ICTを活用した洪水情報の提供

重点取組とする目的

- 住民の避難行動を促すためのスマートフォン等を活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信・普及活動を実施する。

目標

- 入手しやすく分かりやすい水害時の情報発信ツールの普及を目指す。

円滑で確実な避難に資する情報発信

菊川水防災協議会
天竜川下流水防災協議会

住民の避難行動を促すためのスマートフォン等を活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信・普及活動を実施している。

河川ライブカメラ



出典: 浜松河川国道事務所

サイポスレーダー



雨量・水位情報

出典: 静岡県

SNSでの自動発信

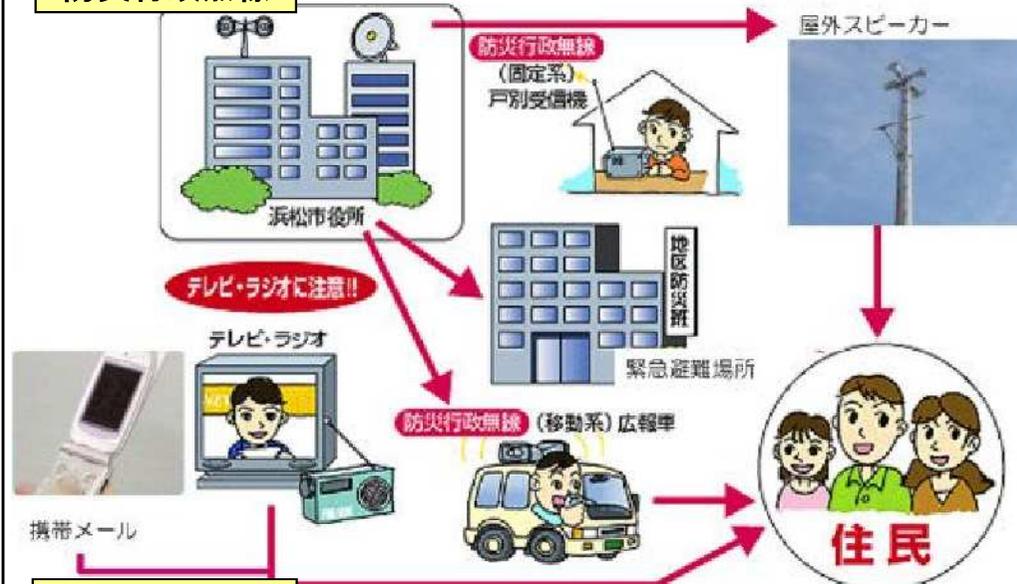
- ふじのくに防災情報共有システム (FUJISAN) を利用した各種防災情報の自動発信

情報伝達手段の多元化

西部地域豪雨災害減災協議会
中東遠地域豪雨災害減災協議会

防災行政無線や防災・防犯情報一斉メール配信サービスなど、災害発生時の緊急情報などを複数の情報伝達ルートにより住民に知らせている。

防災行政無線



防災・防犯情報
一斉メール

住民

4. 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備

重点取組とする目的

- 住民の避難活動や水防団等の円滑な水防活動を支援するため、洪水時の計測に特化した低コストの水位計（危機管理型水位計）や河川監視用カメラを設置する。

目標

- 洪水時における河川の情報が入手でき、適切な情報提供が行える体制を目指す。

水位計・河川監視カメラの設置(増設)

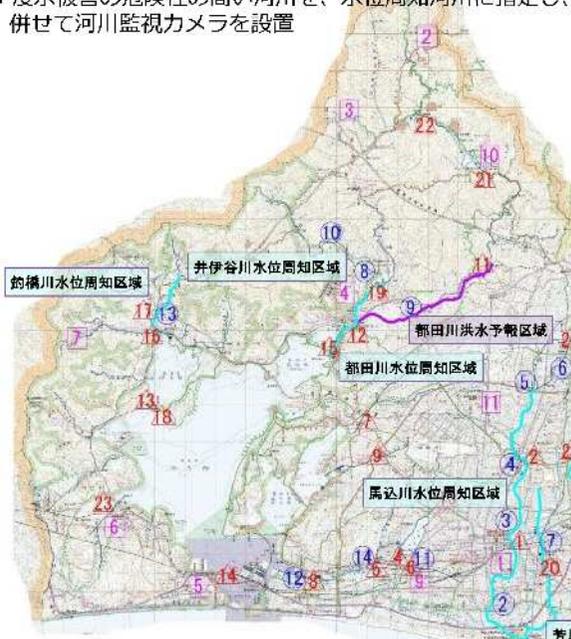
水害の危険性を周知する候補河川については水位計等を順次設置し、水位計設置済河川については多重監視のために監視カメラを順次設置する取組を行っている。

西部地域豪雨災害減災協議会
中東遠地域豪雨災害減災協議会

- 県管理河川における「洪水予報河川」は1水系1河川（都田川）
- 「水位周知河川」は
 - 天竜川水系の2河川（阿多古川、安間川）
 - 馬込川水系の2河川（馬込川、芳川）
 - 都田川水系の3河川（都田川、井伊谷川、釣橋川）
- 浸水被害の危険性の高い河川を、水位周知河川に指定し、併せて河川監視カメラを設置

浜松土木事務所管内（南側）の施設

△	水位観測所	○	監視カメラ	□	雨量観測所
1	松江	馬込川	1 安間川	1	浜松
2	新藤	馬込川	2 馬込川	2	浜川
3	安間	安間川	3 松木橋	3	田沢
4	入野		4 馬込大橋	4	細江
5	西陽江		5 半田橋	5	新居
6	堀留		6 高浜	6	湖西
7	花川橋		7 芳川	7	本坂
8	宇布見橋		8 落合橋	8	浜北
9	伊佐見橋		9 新祝田橋	9	堀留
10	塚塚		10 板田橋	10	都田川ダム
11	須部(豊)	都田川	11 堀留	11	初生
12	落合橋(豊)	都田川	12 宇布見橋		
13	瀬戸橋		13 釣橋川		
14	浜名港		14 入野富士見水門		
15	伊目	都田川			
16	籠代	釣橋川			
17	釣橋川	釣橋川			
18	瀬戸				
19	坂田橋	井伊谷川			
20	芳川	芳川			
21	都田川ダム(兼)				
22	川合測(豊)				
23	笠子川				
24	矢羽橋				
25	市野橋	安間川			



◆中東遠地域における取組の主な内容（水位計）

水害の危険性を周知する候補河川に水位計等を順次設置する。

水位計設置済河川 17河川	新たな水位計設置候補 16河川
○水位計設置済河川 ・逆川 ・沖之川 ・太田川 ・今ノ浦川 ・敷地川 ・一雲済川 ・磐田久保川 ・上小笠川 ・宇刈川	○水位計設置候補河川 ・黒沢川 ・菊川 ・上野部川 ・小笠川 ・神代地川

▶中東遠地域における取組の主な内容（監視カメラ）

水位計設置済河川に多重監視のため監視カメラを順次設置する。

監視カメラ設置済河川 12河川	新たな監視カメラ設置候補河川 10河川16箇所
○監視カメラ設置済河川 ・西方川 他11河川	○監視カメラ設置候補河川 ・磐田久保川 ・三ヶ橋川 ・一雲済川 ・原野谷川 ・今ノ浦川 ・倉真川 ・大田川 ・上小笠川 ・名取川

浜松土木事務所管内（南側）の施設分布と指定河川位置

5. 水防訓練の充実

■重点取組とする目的

- 迅速かつ的確な水防活動を継続させるため、水防技術の伝承及び水防活動の効率化を図る。

■目標

- 水防技術の向上と水防資機材等の状況を十分理解し、迅速かつ的確な水防活動が行える体制を目指す。

水防活動の効率化・水防体制の強化

菊川水防災協議会
天竜川下流水防災協議会

防災関係者や地域住民が参加した、重要水防箇所合同巡視、共同点検や水防訓練を開催している。

水防訓練の様子



出水期前点検・安全利用点検



河川施設・設備等の動作点検・目視点検、構造物・水面利用区域の安全点検を実施

水防訓練や水防演習等の実施

西部地域豪雨災害減災協議会
中東遠地域豪雨災害減災協議会

関係機関は、水防団等と合同での巡視及び水防水防資機材等の点検を実施し、水防演習や水防訓練に積極的に参加している。

平成29年度 太田川原野谷川治水水防組合水防演習
日時:平成29年6月11日(日)



